

# フランスの公共空間における信教の自由

——ヴァイルヌーヴ＝ルーベ市長反ブルキニ決定をてがかりに——

村 田 尚 紀

## 目 次

- 1 はじめに——緊急状態におけるフランスのイスラモフォビー
- 2 イスラモフォビーと反転する立憲主義・道徳化する公共空間
- 3 ブルキニをめぐる共和国の論理と憲法の原理
- 4 むすび——政治の亀裂

## 1 はじめに——緊急状態下におけるフランスのイスラモフォビー

まず、本稿テーマの素材となる事件の直接的な社会的背景を素描しておこう。

1月7日のシャルリーエブド銃撃事件に始まり、11月13日のパリ同時多発テロ事件に終わる暗く血塗られた年として記憶されることになった2015年に続いて、2016年もフランスにとって、緊急状態下にありながら血生臭いテロ事件の続く忌まわしい年になっている。

2016年1月7日、ISの旗を所持した男がパリ18区の警察を襲撃して銃殺される事件が発生した。6月13日、パリ郊外で幹部級の警察官が、ISの影響を受けたと思われるホームグロウン＝テロリストによってパートナーの女性とともに自宅で殺害された。7月14日ニースにおいて、同じくISの影響を受けたと覚しきホームグロウン＝テロリストがトラックでプロムナードデザングレに突入し、花火見物の客84人が死亡、100人以上が負傷する大惨事となった。7月26日には、ルーアン近郊のサンテチエンヌデュルヴレ (Saint Étienne du Rouvray) のカトリック教会に、IS戦士とみなされる刃物で武装した2人の男が押し入り、立てこもる事件が発生し、人質となった司祭が殺害され、信者1人が重体に陥った。

2015年11月13日の事件直後に、オランド大統領はテロとの戦争を宣言し、フランス全土に緊急状態を宣言した。それにもかかわらずテロが相次いでいることは、ISへの空爆や緊急状態宣言下の国内の監視・取り締まり体制の強化が、テロの抑止・防止に役立っていないことを意味するともいえる。緊急状態の宣言は、イスラム過激派の立場からみれば、西欧流人権尊重主義 (droitdelhommisme) の敗北宣言と解され、テロの成果となる。緊急状態の延長を繰り返すフランスは、さらなるテロを招く悪循環に陥っているようにみえる。

ニースの事件後、オランド大統領は、直前に表明していた緊急状態宣言解除の方針を撤回し、3ヵ月延長することを提案した。それが、野党共和党などから「再発防止にならない」と批判されたことを受けて、政府は6ヵ月の延長を

提案し、7月21日延長法案が成立した<sup>1)</sup>。発動中の緊急状態法 (Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence) によれば、「公の秩序に対する重大な侵害の結果生じる急迫の危機の場合」などに閣議決定で緊急状態が宣言されると、発令地域の知事に住民や滞在者の往来の自由や居住の自由を制限する権限が与えられ、また内務大臣や知事に対して令状なしで家宅搜索する権限が与えられるほか、混乱を惹起または継続するような集会を禁止する権限が与えられるなど、憲法の効力が一定程度停止することになる。法上、緊急状態においては、第5共和制憲法第36条の合囲状態 (戒厳) の場合と違って、軍の権限は拡大されないはずであるが、1950年代後半～60年代初めのアルジェリア危機の際には、文民当局の権限が軍に委任されたこともあった<sup>2)</sup>。

対テロ抑止効果が疑わしい一方で、重大な人権侵害の多発する恐れが懸念される緊急状態法の発動には、ただちに多くの人権団体等が異議申立を行った。2015年12月17日、約100の団体が「我々は屈服しない」というアピールを表明した後、「緊急状態から出る」<sup>3)</sup> という声明文を発表した。そこでは、テロとは縁のない人に対する「緊急状態からの真の逸脱」、「自由に対する大規模な攻撃」が告発されている。それによれば、緊急状態下においてデモはもはや権利ではなく、デモ・集会の禁止が多くの逮捕、警察留置、居所指定等を招くことになっている。昼夜を問わない家宅搜索の権限が知事に与えられたことによって、2600件を超える不当な立入が住居、モスク、商店に対してしばしば暴力的に、テロの調査がいっさいなされないままに行われた。デモの場にいただけ、あるいはあれやこれやの人を知ってただけで危険人物とみなされ、居所指定

1) Loi n° 2016-987 du 21 juillet 2016 prorogeant l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence et portant mesures de renforcement de la lutte antiterroriste, JORF n° 0169 du 22 juillet 2016. なお、同法は、家宅搜索の際にパソコンや情報端末に入っている情報の取得を容易にする等の緊急状態法の「改正」を行うほか、外国籍のテロ犯罪者の国外追放を可能にする刑法改正等を行っている。

2) 緊急状態法について、参照、拙著『改憲論議の作法と緊急事態条項』(日本機関紙出版センター、2016年) 31頁以下。

3) Sortir de l'état d'urgence. 原文は、多くのウェブサイトで見られる。

されている。

2016年2月に発表されたアムネスティ報告<sup>4)</sup>も、イスラム過激派等との関係を示す明確な証拠がないにもかかわらず家宅搜索されるケースが多く、3242件の家宅搜索のなかで、テロ関係の犯罪捜査に結びついたのはわずか21件にすぎなかったという報道を紹介するほか、アムネスティ自身の調査によっても、家宅搜索によって強いストレス、トラウマを抱えたり、周囲からの白眼視に悩まされたり、居所指定を受けたことが原因で失業したりしている事実が明らかになったことを伝える。

緊急状態法の発動は効果が疑わしく、その危険性を理由に解除を求める注目すべき主張があるにもかかわらず、再三延長されているのは、フランス社会が単にテロの恐怖に囚われているからでなく、アムネスティ報告の伝える「イスラム教徒というだけで家宅搜索」を受ける件が示唆するように、イスラモフォビア（islamophobia = イスラム嫌い）に囚われているからである。

2016年夏、フランスの約30の市長が実質的に海水浴場でのブルキニ着用を禁止する決定を行った。本稿で検討するヴィルヌーヴ＝ルーベ（Villeneuve-Loubet）市長2016年8月5日2016—42号決定（以下、本件決定）第4.3条は、「本市の海岸のあらゆる区域で、良俗およびライシテ原則を尊重しならびに衛生規則および公の海岸に適合的な水浴の安全規則を尊重する妥当な衣服を着用しない者はすべて、6月15日～9月15日（当日を含む）まで水浴場へのアクセスを禁じられる。右の原則に反する意味を有する衣服を水浴中に着用することは、本市の海岸において一切禁じられる」と定めていた。良俗・ライシテ原則・公衆衛生・海水浴の安全が禁止の理由として挙げられているだけであるが、これが宗教的帰属をこれみよがしに表明する衣服の着用を禁止する狙いのものであり、いわゆるブルキニ以外に規制の対象となるものが考えられなかったことは、衆目の一致するところであり、法廷での審理で明らかになったところでもある。

---

4) アムネスティ2016年2月8日国際事務局発表ニュース「行き過ぎた非常事態措置で数百人にトラウマ」[http://www.amnesty.or.jp/news/2016/0208\\_5846.html](http://www.amnesty.or.jp/news/2016/0208_5846.html)

問題のブルキニとは、オーストラリア人女性のムスリム女性向けブティック経営者が、ムスリム女性向けに考案した顔面を除く全身を隠すウェットスーツのような水着で、その名称は「ブルカ」と「ビキニ」とを組み合わせて作られたものである。これは、考案者によると、「信仰と豪州のライフスタイルが両立する服」をつくる意図から生み出されたもので、宗教を誇示するものではなく「女性を解放するもの」と考えられている。購入者の半分以上は非ムスリムで、日焼け予防や体型を隠すというのが購入の動機であるという<sup>5)</sup>。

考案者にとってはムスリムの女性を解放し、着用する女性にとっては日焼けを心配せずあるいは体型を隠して安心して海水浴ができるのがブルキニの効用である。一部のムスリムの女性にとっては、イスラムの一定の解釈に従って体型を隠しながら海水浴を楽しむことを可能にするブルキニは、自らの信仰に忠実であることと社会における自己解放とを両立させる効用を有する。いずれにしても、ブルキニは、着用する人自身の宗教的信条を殊更アピールするものではない。それにもかかわらず実質的にもっぱらブルキニを規制対象にする市長決定が各地でなされたのは、テロの脅威のもと増幅されたイスラモフォビーによるところが大きいことはたしかであろう。そこで、以下、イスラモフォビーのイデオロギー性、それがフランス憲法に与えてきた影響を明らかにしたうえで、本件決定に関するニース行政裁判所およびコンセイユ＝デタの法的判断を概観する。

## 2 イスラモフォビーと反転する立憲主義・道徳化する公共空間

### (1) フランスにおけるムスリムのプレゼンス

よく知られているように、フランスはアメリカ合衆国と並ぶ移民国家である。その歴史は長く、具体的な相貌は時代によって異なる。今日フランスが直面している移民問題は、実は歴史の浅い問題である。この場合の移民とは、中東や北アフリカからフランスへ職を求めてやって来た人々やそれに続くフランスで

5) 参照、「ブルキニは女性を解放、非イスラム女性も購入」朝日新聞2016年9月2日夕刊。

生まれた世代の人々のことで、多くはムスリムであり、またフランス国籍保持者である。今日のフランスの移民問題とは、一方の側から言えばこのような人々が受ける人種差別という問題である。

1944年の解放後まもなくフランスは長期の経済成長期に入り、多くの移民を受入れてきた。その間北アフリカからの移民はコンスタントに増加していたが、移民の多くはスペイン・ポルトガル・イタリア出身者であった。移民に占めるヨーロッパ出身者とアフリカ出身者の比率を比べると、1962年、前者が78.7%、後者が14.9%である。その後、ヨーロッパ出身者は徐々に減り、逆にアフリカ出身者は漸増するが、数字が逆転するのは2006年（ヨーロッパ約174万人＝34.5%、アフリカ約178万人＝35.4%）である。出身国別でみると、1999年によくアルジェリアがポルトガルと同率（13.3%）で首位になっている。移民2世以降の世代は統計上移民に含まれないので、それも含む北アフリカにルーツのある移民のプレザンスは、以上の数字よりも大きいとみなければならず、1980年代から顕著になっているといえる<sup>6)</sup>。

アルジェリア、チュニジア、モロッコなどマグレブと総称される北アフリカや中東出身の移民の多くは、ムスリムである。1980年代以降、フランスにおけるムスリムの人口はプロテスタントを凌いで、カトリックに次ぐようになる。イスラム教はフランス第2の宗教となるのである。1970年、ムスリムは約100万人であったが、1980年以降、約500万人を数える。フランス全土でモスクや礼拝場が1970年には約20カ所にすぎなかったが、1980年には250カ所、2008年には2000カ所にも上っている<sup>7)</sup>。

1973年「栄光の30年」と呼ばれるフランスの経済成長が終わり、深刻な失業問題が生じる。この問題は、移民にとって、フランス＝アイデンティティを受入れることと引き換えに約束されていた社会的上昇が見込めなくなったことを意味する。1970年代後半からのフランスの移民統合メカニズムの機能低下は、

---

6) 詳細なデータは、参照、拙稿「公共空間におけるマイノリティの自由——いわゆるブルカ禁止法をめぐって——」関西大学法学論集60巻6号25～26頁。

7) Cf. *L'Etat de la France 2009-2010*, La Découverte, 2009, p. 113.

移民のムスリムとしての覚醒を促進した<sup>8)</sup>。

## (2) パワー＝エリートとメディアによるイスラモフォビーの捏造と拡散

プレザンスを増し、疎外され覚醒したムスリムが特に非行や犯罪ましてやテロに走る高い傾向にあるという指摘はなかった。むしろ「大部分のムスリムは、フランス社会と共和国の価値にきわめてよく統合されており、フランスの他の階層の人々と同様にほとんど宗教に関心がない<sup>9)</sup>」という指摘もあるほどである。それにもかかわらず1980年代末以来、移民＝ムスリムはフランス国内で居場所がないよそ者でかつあるいはまたフランスの民主的な原則やフランス人の生活の枠組を脅かすとみられるようになる。これがイスラモフォビーであるが、この現象はフランス社会に古くから根強く存在する人種的偏見だけでは説明できない。

フランスのムスリムにとっての逆風は、まず国外から吹いてきた。1979年のイラン革命は、イスラム教が反西欧的であるという認識を西欧社会に植え付けることになる<sup>10)</sup>。次いで80年代に入り、国内で極右政党の国民戦線が、移民の存在に失業率悪化の原因があると宣伝して一定の支持を受ける。

しかし、こうした国外からの影響や国内の当時まだマージナルであった政治動向は、イスラモフォビーがフランス社会を覆うことになる決定的な契機ではなかった。ムスリムは、出身や社会的地位、宗教的慣行の諸点で明らかに多様であり、多くが各自の生活する社会の慣習を尊重しているにもかかわらず、イスラモフォビーは、彼ら・彼女らを自覚的で政治的なビジョンをもつ統一的な集団とみなす。この点で事実と反するイスラモフォビーは、ムスリムの慣行に接した非ムスリムが自然に抱く感情ではなく、国家のイデオロギー装置とメ

---

8) 参照、内藤正典「スカーフ論争とは何か」内藤正典・阪口正二郎編著『神の法 VS. 人の法——スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』（日本評論社、2007年）5頁。

9) *L'Etat de la France 2009-2010*, p. 113.

10) 参照、アリック＝G＝ハーグリーヴス『現代フランス——移民からみた世界』（明石書店、1997年）5頁（日本語版への序文）。



ディアによって作られ、普及されたイデオロギー（虚偽意識）である。

現実を正確に反映しない非科学的な虚偽意識としてのイデオロギーは、支配層によって創り出され普及されるとき、一定の通用力を獲得する。フランスにおけるイスラモフォビーの制覇に関して、とくに注目されるのが1987年のフランス国籍改革委員会（Commission sur la réforme de la nationalité française）報告書である。それは、イスラム教が「非ムスリム社会の風俗習慣や内国法秩序、価値と矛盾することがある」<sup>11)</sup>と述べ、公的な文書として初めてイスラム教を問題視したのである。以後、政治・行政、メディアのエリートが競い合うようにイスラム教に対するネガティブキャンペーンを展開することになる<sup>12)</sup>。

イスラモフォビーは、さまざまな「事件」を通じて、上から下へ、つまりエリートから非エリートへ伝播する。そのような最初の事件が、1989年クレイユで起きたイスラム＝スカーフ事件である。それ以来、極端に誇張されたムスリムの慣行に関する議論の流れと共にイスラモフォビーが広まり、大衆化し、強まっている<sup>13)</sup>。今日のフランスの移民問題は、移民＝ムスリムが引き起こす社会統合の機能不全ではなく、イスラモフォビーというイデオロギーが創り出す人種差別問題である。2015年11月13日の事件後にインターネット上に公表されたISの犯行声明なるものについて「フランスにおけるイスラムとの闘い」とは、イスラモフォビーによって促進された公共空間からのムスリム排除を指しているのである。

### (3) イスラモフォビーの憲法意識への浸透と法的表現

イスラモフォビーは、不可避免的に憲法上の問題を惹起する。その際、イスラ

---

11) *Être français aujourd'hui et demain Rapport remis au Premier ministre par Marceau LONG président de la commission de la Nationalité, t. 2, La documentation Française, 1987, p. 48.*

12) Cf. Abdellali Hajjat et Marwan Mohammed, *Islamophobie, comment les élites françaises fabriquent le «problème musulman»*, La Découverte, 2013.

13) Cf. Constantin Languille, *La possibilité du cosmopolitisme : Burqa, droits de l'homme et vivre-ensemble*, Gallimard, 2015, pp. 28-29.

モフォビーは、信教の自由やライシテ原則に関する素朴な憲法感覚をあらたに生み出し、政治部門の憲法意識に一定の影響を与え、遂には一般的・抽象的な形姿に転換して法律となるまでに至っている。

①イスラム＝スカーフ問題と反転する立憲主義

1989年、パリ郊外クレイユ（Creil）の公立のコレージュの校長が、授業中にフラー（foulard＝スカーフの一種）をはずすことを拒否した3人のムスリムの女子学生に対して教室への入室を禁じるという事件が起きた。このイスラム＝スカーフ事件は、メディアによって大きく報道され、たちまち国論を二分する論争に発展した<sup>14)</sup>。

この事件を契機にイスラモフォビーがフランス社会に拡大・浸透していくことになる。その影響は、憲法意識にも現れる。それは、「フラーを着用して登校することが信教の自由によって保障されるのか、それともライシテ（laïcité）原則に反して許されないのか」という、イスラム＝スカーフ事件をめぐる憲法上の中心的争点そのものに現れていた。ライシテ原則は、コンセイユ＝デタ1989年11月27日答申<sup>15)</sup>が、第4共和制憲法前文と現行第5共和制憲法第2条（当時。現在は第1条）を引用しつつ「ライシテ原則は、必然的にあらゆる信条の尊重を意味する」と述べているように、それまで国家を拘束する自由主義的な原則として定着していたが、イスラム＝スカーフをめぐる争いでは、これが私人をも拘束する原則となりうるかが争点になったのである。

1990年代半ば以降下火になっていたイスラム＝スカーフ事件が2003年～2004年再燃する。2003年2月、リヨン郊外のリセにおいて、ムスリムの女子学生がバンダナをはずすことを拒否して、教師が抗議行動を起こしたことがメディアで大きく報じられた。さらに、同年4月、内務大臣サルコジが、フランス＝イスラム組織連合（Union des Organisations Islamiques de France）の大会で、

---

14) この事件について、参照、前掲拙稿「公共空間におけるマイノリティの自由」28頁以下。

15) Avis rendus par l'assemblée générale du Conseil d'Etat no. 346.893 séance du 27 novembre 1989.

身分証明書写真は、フラールをはずして撮らなければならないと発言したことが、1989年のコンセイユ＝デタ答申の見直しとフラール禁止の法制化に向かう動きに大きな弾みをつけることになった。

フランスで一般にヴェール法と呼ばれている2004年3月15日法は、正式には「ライシテの原則を適用して、公立の学校およびコレッジおよびリセにおいて宗教的帰属を明らかにする徴表または衣服を着用することを規制する法律」という名称で、これみよがしな宗教的シンボルや衣服の着用をライシテ原則に基づいて禁止する教育法典141-5-1条を創設するものである。2004年ヴェール法は、「社会の宗教的多様性」を可能とし、公序を侵害しないかぎり「さまざまな宗教的傾向が公共空間に共存する可能性」<sup>16)</sup>を保障する自由主義的なライシテ原則を排除して、宗教も文化的独自性も特別扱いたくない共通価値を学校が継承することを優先するいわば「戦闘的ライシテ」<sup>17)</sup>を採り、さらにライシテを公立学校という公共空間を支配する原則とすることによって、国家を拘束する原則からその場にいる私人をも拘束する原則に転換したのである。法律によって、1つの立憲主義的な憲法原則がいわば反転し私人を拘束する原則に変わったのである。

## ②いわゆるブルカ禁止法と道徳化する公共空間

2001年9月11日以降悪化した治安（むしろ体感治安というべきであろう）は、なかなか回復することがなく、2002年大統領選挙では移民排斥を声高に訴える国民戦線のルベンが決選投票に残る事態を招いた。2005年10月27日～11月17日、フランス各地に広まった暴動<sup>18)</sup>は、事実反して移民が主体となって起こしたものとみなされ、マグレブ系移民やその2世・3世、ムスリムを危険視する風潮はいっそう強まった。

2007年5月には、2005年秋の暴動の際、郊外の若者を「くず（racaille）」と呼んで物議を醸しながらも、強硬な移民排斥路線を打ち出したニコラ＝サルコ

16) Conseil d'Etat, *Rapport public 2004*, La documentation Française, 2004, p. 276.

17) Patrick Wachsmann, *Libertés publiques*, 7<sup>e</sup> éd., Dalloz, 2013, p. 733.

18) 参照, 「総特集 フランス暴動」現代思想34巻3号。

ジ (Nicolas Sarkozy) が大統領に選出された。

こうしてあらたに問題視されたのが、公共空間におけるブルカやニカブの着用である。この問題に関して政府から諮問を受けたコンセイユ＝デタは、フルフェイスのヴェールの禁止が、個人の自由やプライバシー権、表現の自由、とくに宗教的な意見表明の自由、差別の禁止等のさまざまな基本的権利・自由の問題を惹起することを指摘して、禁止の正当性を詳細に検討し、フルフェイスのヴェールだけを全面的に禁止することはできないと結論づけていた<sup>19)</sup>。それにもかわらず、政府与党主流派は、これを公共の安全と社会生活上の最小限の義務の問題として禁止を正当化した。ブルカの類が公共の安全を脅かすとか見る者を不安にさせるなどという立法事実にも重大な疑問があった。内務省の調査によれば、海外県も含むフランス全土で約1900人がブルカ等を着用するにすぎず、着用するムスリムの女性を街頭で見かけることなど減多にないにもかかわらず、それを危険視する見解に基づいて立法による禁止がなされたのである。そこには、容易にイスラモフォビイの影響をみてとることができよう<sup>20)</sup>。

フランスの通称ブルカ禁止法は、正式には「公共空間において顔を隠すことを禁止する2010年10月11日法律」という。日本のメディアが、同法の根拠がライシテ原則であるかのように紹介したことがある。しかし、同法は、その正式名称が示すように、2004年ヴェール法と違って、「顔を隠すことを目的とした服装」の公共空間での着用を禁止するもので、宗教的シンボルの着用を禁じるものではない。したがって、この法律の規制目的は、ライシテ原則の維持ではない。

そもそも、奇妙なことに、2010年10月11日法には目的規定がない。1789年人権宣言5条は、「法律は、社会に害をなす行為にかぎりこれを禁止することができる」と定める。公共空間で顔を隠すことがライシテ原則を侵害するとはいえないとすると、何を侵害するのか？同法に賛成した多数派の主流は、既述の

19) Conseil d'Etat, Etude relative aux possibilités juridiques d'interdiction du voile intégral, p. 17 et s.

20) Cf. Languille, op.cit., p. 28.

ように、公共の安全を害すると同時に社会生活上の最小限の義務に反するという驚くべき主張をした。社会生活上の最小限の義務とは、人前では顔を見せるものだというフランス共和国のマナーなるもののことである<sup>21)</sup>。

2010年10月11日法によってフランスの公共空間は道徳化する。この法律そのものによって、公共空間から服装の自由という個人的自由（1789年人権宣言5条）が閉め出され、さらに法律の現実の適用段階では実質的にごく一部のムスリムの女性の信教の自由、宗教的信条を表明する自由が閉め出されることになる。権利は、人が他者と出会う場において生まれる。私的な閉ざされた空間に権利は不要である。それゆえ公的自由（liberté publique）の公共空間からの締め出しは絶対的な矛盾である。これを正当化する2010年10月11日法と同法を基本的に合憲判断した2010年10月7日憲法院判決は、伝統的に公共の安全・平穏・公衆衛生を内容としてきた公序（ordre public）概念に共生のマナーという社会生活上最小限の義務なるものをきわめて強引に練り込んだ。このようなアモルフな公序概念は、それと自由との均衡を図ることが絶望的に困難で、比例原則を骨抜きにするおそれがきわめて大きい<sup>22)</sup>。これによって立憲主義的な歯止めが緩和されたのである。

### 3 ブルキニをめぐる政治の論理と法の原理

一方で立憲主義を反転させ、他方で国家権力に対する立憲的な縛りを緩和する、いわゆるヴェール法といわゆるブルカ禁止法をめぐる論争から明らかになるのは、いわば原理主義的共和主義と開かれた共和主義という2つの異なる共和主義が相剋を練り広げるフランスの政治的・法的イデオロギー状況である。

---

21) 参照、拙稿「原理主義的共和主義のヘゲモニーと矛盾——いわゆるブルカ禁止法をめぐる審議を中心に」孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元的世界における『他者』(上)』関西大学マイノリティ研究センター最終報告書（2013年）。

22) 参照、拙稿「公共空間における人権と共生——いわゆるブルカ禁止法をめぐって——」公法研究78号118頁および121頁。なお、そこでも触れているように、公序概念の部分的変容は、1996年のこびと投げ事件コンセイユ＝データ判決ですでに起きている。ただ、その後公序概念は相当慎重に扱われてきたといえる。

統治機構の次元に焦点を絞るならば、共生のマナーなる共和国の価値を根拠に多様性を私的空間に封じ込める原理主義的共和主義は政治部門の多数派が担い、第5共和制憲法第1条、第2条4項・5項、1789年人権宣言第16条に示されている自由主義的・民主主義的な諸価値を内容とする共和国の価値を根拠に寛容を訴える開かれた共和主義は法原理部門によって担われてきた<sup>23)</sup>。

以上のような背景の下、2016年夏、イスラモフォビーがエスカレートする緊急状態下で、ブルキニを着用する女性が海水浴場で他の海水浴客から非難されるトラブルが発生したのがきっかけとなって、約30の市がブルキニ禁止決定を行った。その1つである本件決定の執行猶予等を人権連盟 (Ligue des droits de l'homme) 等が請求してニース行政裁判所に急速審理 (référé) の申立てを行った。

(1) ニース行政裁判所決定<sup>24)</sup> —— 原理主義的共和主義 = 政治の論理

① 申立人主張

行政裁判法典 L521-2 条によれば、急速審理の申立ては、基本的自由 (liberté fondamentale) に対する重大かつ明白に違法な侵害がある場合に認容される。

そこで、申立人は、本件決定が基本的自由すなわち宗教的信条を表明する自由または公共空間における服装の自由、往來の自由を侵害すると主張した<sup>25)</sup>。

すなわち、まず1789年人権宣言4条および5条および10条によって保障されている宗教的信条を表明する自由に関しては、これに対する公序の要請に基づく制約は必要かつ適格的で均衡がとれていなければならず、行政警察機関は、法

23) 参照、前掲・拙稿「原理主義的共和主義のヘゲモニーと矛盾」および前掲・拙稿「公共空間における人権と共生」。

24) Ordonnance du juge des référés du tribunal administratif de Nice en date du 22 août 2016. <http://nice.tribunal-administratif.fr/content/download/69800/641111/version/1/file/1603508%20et%201603523%20%20r%20%20E9f%E9r%E9%20libert%E9%20plages%20Villeneuve-Loubet.pdf>

25) 複数の申立人の主張のあいだには若干の違いがあるが、基調に大差はないので、ここでは人権連盟の主要な憲法上の主張に絞って紹介・検討することにする。

律上厳格に定められた場合を除いてライシテ原則の名により宗教的信条を表明する自由を制限することができないところ、本件決定は、宗教的帰属を明らかにする服装全体——きわめて漠然としている——を禁止しており、ヴィルヌーヴ＝ルーベ市長の発言から明らかになるように、とくに一定の宗教的グループを狙っていると主張する。

服装の自由に関しては、憲法上明文がないとしても、一定の服装を禁止することは、人権宣言4条が保障する個人の自由ならびに人権宣言2条およびヨーロッパ人権条約8条から帰結するプライバシー権を侵害すると主張する。

往来の自由は、人権宣言2条および4条が保障する憲法上の自由の1つであるところ、本件決定は、万人に開かれた公共空間への自由なアクセスを妨げ、かつそこでの基本的自由の行使を妨げるが、そのような重大かつ完全に不均衡な制約を正当化する理由が厳密にはまったくないと主張する。この点について、具体的には、基本的自由に対するこれほど重大な制約を正当化することができる公序の保護と関連するいかなる事情もないし、また緊急状態法によって厳格に定められている法制度に一致する緊急状態のコンテキストに関連する事情はなおさらなこと、本件の禁止が明らかに狙っている衣服はブルカと結びつけることはできず、ブルキニという表現は、世論が注目する以前に商業戦略上発せられたもので、人の目を欺くものではないことなどを申立人は指摘している。

## ②ヴィルヌーヴ＝ルーベ市反論

申立人の主張に対する市の反論は、2016年8月18日ヴィルヌーヴ＝ルーベ市メモワールによれば、概要次のとおりである。すなわち、市は、往来の自由は、本件決定4.3条とはまったく関係がなく、服装の自由は申立人も認めているとおり憲法やヨーロッパ人権条約上明示的な保障がなくこれを表現の自由と結びつけているとして、問題を宗教的信条の表明の自由の問題とする。この点について、市は、礼拝の自由は基本的自由であるにしても、宗教的信条の表明は適切な形態で行わなければならないという必要を免れないとしたうえで、本件決定は、全国および地方の状況が命じる予防的警察措置であり、公序の混乱を回避するためにとられたものであり、宗教の自由を問題にするものではなく、し



かも時と所を限定しているから、基本的自由に重大な侵害をいっさい与えていないと主張する。

なお、申立人は、憲法上のライシテ原則の他の2つの派生原則——宗教の自由および多元主義の尊重——は、宗教的信条を表明する自由を明らかに保障すると主張し、市長がプレスにおいて「共和国は、海辺に服を着て自らの宗教的信条を表示しに来ることではない。それが誤った信条であればなおさらである。なぜなら宗教は何も求めないからである」と断言したことが信教の自由やライシテ原則を無視するものだとして批判しているが、これに対する市側の反論はみられない。

### ③裁判所の判断

ニース行政裁判所は、往來の自由に関しては、これが基本的自由であるとしても、本件決定が、ヴィルヌーヴ＝ルーベ市のきわめて限られた場所において、これ見よがしな宗教的性格を有するとみなされる衣服を着用する人の海岸へのアクセスを2016年8月5日から9月15日の間許さないというのは、往來の自由の制限であって侵害ではないと分析されるとし、往來の自由は重大かつ明白な侵害の対象になっていないと判断した。

服装の自由に関しては、服装の着用が信教の自由の表現として行われるかぎり、基本的自由のコロラリーであるとして、裁判所は、争点を宗教的信条表明の自由に対する重大な侵害の存否に絞っている。この点に関して、裁判所は、宗教的シンボルをこれみよがしに示しつつ自由に往來できることは、適切な形態で宗教的信条を表現する自由および信教の自由という基本的自由のコロラリーと看做しうるとひとまず認める。そのうえで、2003年2月13日のヨーロッパ人権裁判所判決を引いて、ニース行政裁判所は、宗教的信条の表明が不適切であれば、その「公共安全および秩序の保護」に対する侵害を予防する警察措置は正当な制約となりうるとする。

本件決定は文言上ブルキニを挙げているわけではないが、これが執行されればブルキニが禁止されることは必至と考える申立人の主張に応答して、裁判所は、本件事情においてヴィルヌーヴ＝ルーベ市海岸での「ブルキニ」の着用が



宗教的信条の適切な表現に当たるか否かを判断する必要があると考えた。

この点に関し、裁判所は、ブルキニが問題となるコンテキストを重視する。すなわち、7月26日のサンテチエンヌデュルヴレの教会でのカトリックの司祭の殺害がとくに示しているように、ライシテ原則の一構成要素である宗教の共存は、フランス社会の本質的価値および両性の平等原則とは両立しない宗教の過激な実践を褒めそやすイスラム原理主義によって強く反対されている。このコンテキストにおいて、宗教的原理主義に属すると解釈されるおそれのある宗教的確信をこれみよがしに表示するために海岸で衣服を着用することは、一方で、海岸利用者の宗教的信条または不信心を侵害する性質を有するだけでなく、人によっては、疑念として感じられ、あるいは2016年7月14日ニースでのテロ事件、直接キリスト教を狙った7月26日の事件を含むフランスでのイスラム教徒の一連の攻撃のあとで人々が感じている緊張を悪化させる挑発であると感じられる。また、海岸での問題の衣服の着用はアイデンティティの要求の表現であるとも受け止められるかもしれないが、ブルキニは、民主主義社会における女性の地位と合わない女性の消去そして女性の地位低下の表現として分析される。さらに、裁判所は、ライシテ原則を援用して、「ライクな国家においては、海岸は礼拝の場に仕立て上げられるにはふさわしくなく、逆に宗教的に中立な場であり続けなければならない」と説示する。以上から、ヴィルヌーヴ＝ルーベ市海岸でのブルキニの着用は、宗教的信条の適切な表現とみなすことができないと裁判所は判断するのである。

他方で、宗教的過激主義とブルキニとが結びつけられ、テロとそれに続く緊急状態においてブルキニ着用がコミュニタリズムの挑発と考えられている状況下で、ブルキニが全国のおよびローカルな否定的反響を引き起こすことは避けられず、この反響こそが海岸での公序の侵害の予防を要請すると裁判所は考え、時期と場所を限っている本件決定が公序および公共の安全の保護という目的に必要なかつ合理的で均衡がとれているとし、基本的自由に対する重大かつ明白に違法な侵害の存在を否定した。

かくして申立てを棄却したニース行政裁判所決定は、いわゆるヴェール法と

いわゆるブルカ禁止法にあらわれた原理主義的共和主義の論理に傾斜して、人権法理とライシテ原則に重大な変更を及ぼすものといえる。人権は、他者の権利や公序を侵害しないかぎり保障されるはずである。しかるに本件決定は、禁止の目的を良俗・ライシテ原則・公衆衛生・海水浴の安全としているが、ニース行政裁判所は、それらを侵害する衣服がいかなるものかを問題とすることなく、ブルキニが他の海岸利用者の宗教的感情を害することやイスラモフォビアに囚われた人々の不安をおおることを理由にその禁止が正当で比例原則に違反しないと判断する。この点は、ブルカ禁止法が顔を隠す衣服を禁止の対象としていること、公共空間で顔を隠すことがマナーに反し不安を与えると考えられることを禁止の理由としていたことと比べても、規制の対象・その危険性・保護法益のいずれの面でも不明確である。禁止によって失われる利益すなわち宗教的信条を表現する自由の保障および禁止によってますます社会から疎外されるムスリムの女性の被害感情は度外視する一方で、本件決定自体が禁止の目的として明示していない「安心」を公序の名において保護するニース行政裁判所決定は、公序をいっそう観念化し、比例原則を極度に緩和するものである。禁止の時期と場所が限定されていることを裁判所は重視しているが、6月～9月の海岸以外の時・所で水着を着る者は稀であるから、本件禁止は全面的禁止に等しいにもかかわらず、その目的との均衡性が認定されているのである。また、ヴェール禁止法上、公立学校内の空間に限って場の原則とされていたライシテ原則を、本件決定は、海水浴場という公共空間にまで適用することにした。ブルカ禁止法でもできなかったことをなすとげようとする本件決定を、ニース行政裁判所は、海岸が「宗教的に中立な場」たるべきとして支えたことになるのである。

(2) コンセイユ＝デタ決定<sup>26)</sup> ——開かれた共和主義＝法の原理

人権連盟等は、コンセイユ＝デタに対して、ニース行政裁判所2016年8月22

26) CE, ordonnance du 26 août 2016, Nos 402742, 402777. <http://www.conseil-etat.fr/Decisions-Avis-Publications/Decisions/Selection-des-decisions-faisant-l-objet-d->

## フランスの公共空間における信教の自由

日決定の取消などを請求した。請求に関連して申立人が行った憲法上の主張は、ニース市行政裁判所におけるそれと同様、本件決定が宗教的信条を表明する自由および公共空間における服装の自由、往来の自由を重大かつ明白に違法に侵害しているというものである。

これに対するコンセイユ＝デタの判断は、概要次のようである。すなわち、市長が、地方公共団体一般法典 L2212-1 条により、知事の行政統制の下、市警察の責任を負い、市警察は、同条の下、「良好な秩序および公共の安全、公衆衛生の確保を目的とする」こと、そのうえ L2213-23条が、「市長は、水浴および海岸から先で行われる水上アクティビティの警察規制を行う。(略)市長は、右のアクティビティのためになされた整備の利用を規制する。市長は、あらゆる救助措置を即時に行う。市長は、水浴および右のアクティビティの安全に十分な保障を与える沿岸地帯の部分に1または複数の監視区域を設けることができる。市長は監視期間を設けることができる」と定めていることから、市長が市内の秩序維持に責任を負うとしても、「市長はその任務の遂行を法律上保障されている自由の尊重と調整しなければならない」。その帰結として、コンセイユ＝デタは、「沿岸の市の市長が海岸へのアクセスおよび水浴を規制する目的でとった警察措置は、時・所の状況から生じたものとしてかつ海岸への良好なアクセスおよび水浴の安全および衛生および海岸の品位が意味する要請を考慮して、公序の必要の見地からのみ合理的かつ必要で均衡がとれていなければならない。他の考慮に基づくことは、市長の権限にない。市長が自由にもたらす制限は、公序侵害の明らかなおそれによって正当化されるべきである」という判断枠組を示す。

以上のように「公序侵害の明らかなおそれ」の存否を問題にする判断枠組に基づいて、コンセイユ＝デタは、「水浴を目的として一定の人たちが選択した衣服から、ヴィルヌーヴ＝ルーベ市の海岸において、公序を乱すおそれが生じ

---

↳ une-communication-particuliere/CE-ordonnance-du-26-aout-2016-Ligue-des-droits-de-l-homme-et-autres-association-de-defense-des-droits-de-l-homme-collectif-contre-l-islamophobie-en-France

るという結論は、審理から導き出されない」ので、「テロ攻撃とりわけ去る7月14日ニースのテロ攻撃から生じている動揺や不安も、本件禁止措置を法的に正当化するには不十分である」とし、「本件決定は、往來の自由および信教の自由、個人的自由という基本的自由を重大かつ明白に違法に侵害している」と結論づけている。

かくしてコンセイユ=デタは人権連盟等申立人の請求を認容して、2016年8月22日ニース行政裁判所急速審理裁判官決定を取り消し、ヴィルヌーヴ=ルーベ市2016年8月5日決定4.3条の執行猶予を命じた。コンセイユ=デタは、決定においていつもながら詳細を明らかにしていないが、先の公共空間でのブルカ禁止に関して、公序の侵害やその差し迫ったおそれがあり公序の保護に必要な程度にとどまり、かつ権利の保障が伴う場合に限って禁止が許されるとした<sup>27)</sup>法の原理=開かれた共和主義を堅持して、ニース行政裁判所のイスラモフォビーにとらわれた政治の論理=原理主義的共和主義そのものともいえる観念的な「法的」議論を斥けたということができよう。

#### 4 む す び——政治の亀裂

これまで筆者は、フランスの政治シーンが原理主義的共和主義から解放されないかぎり、政治における2つの共和主義の対抗も続くであろうし、共和主義をめぐる政治と法の相剋は続くであろうとみてきた<sup>28)</sup>。

ブルキニをめぐるのは、法原理部門が下級審で動揺を見せながらも、開かれた共和主義を維持した。

他方、ブルキニをめぐるボレミックは、政治部門においても政府内にまで亀裂を生み出した。2016年8月17日にマニュエル=ヴァルス(Manuel Valls)首相が、約30人の市長のブルキニ禁止決定に理解を示し支持する発言をしたのに

27) 参照、前掲・拙稿「公共空間における人権と共生」公法研究78号119頁。

28) 参照、前掲・拙稿「原理主義的共和主義のヘゲモニーと矛盾」、前掲・拙稿「公共空間における人権と共生」、拙稿「フランスにおける人権と社会統合」法と民主主義2016年1月号。

対して、8月25日ナジャット＝ヴァロー＝ベルカセム（Najat Vallaud-Belkacem）国民教育相が「ブルキニに反対」を表明しながら、反ブルキニ決定の増加が「われわれの個人的自由の問題を提起する。すなわち衣服が良俗に適合することを確認するためにどこまで行くのかという問題をである」と述べ、反ブルキニ決定を歓迎しない旨、表明した。また、マリソル＝トゥレーヌ（Marisol Touraine）厚生相も、ヴェールを身につけて海水浴をしたり海岸で服を着ていること自体によって公序や共和国の価値が脅かされるかのように考えるのは、「これらの価値によってまさに各人が自らのアイデンティティを捨てなくてすむ」ことを忘れることになると主張し、「ライシテは、わが国の結合にとって危険なステイグマ化の先鋒になることはできないしまたなつてはならない」と明言した<sup>29)</sup>。

2010年のブルカ禁止法をめぐってみられた政治部門の中の対抗は国会内にとどまっていた<sup>30)</sup>。それに対して、今回は政府内に不協和音の発生した点が注目される。分裂した共和主義の対立を内容とする法と政治の相剋はなお複雑な紆余曲折を経ることが予想されるにしても、開かれた共和主義が憲法による社会統合——「将軍の衣装」と呼ばれた典型的な行政国家型の第5共和制憲法が様々な改憲や運用を経てもなおその統合機能に限界を有するとはいえ——を回復する可能性がそこに示唆されていることはいえよう。

(2016年11月5日脱稿)

---

29) Cf. Le Monde du 27 août 2016, p. 1 et p. 12.

30) 参照、前掲・拙稿「原理主義的共和主義のヘゲモニーと矛盾」。